

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 確認不要な建築物等の法適合調査業務規程

制定 平成 26 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この確認不要な建築物等の法適合調査(以下「法適合調査」という。)業務規程(以下「業務規程」という。)は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「センター」という。)が行なう建築計画が建築基準法(以下「法」という。)に適合しているか否かの法適合調査業務の実施について、必要な事項を定める。

(基本方針)

第 2 条 法適合調査業務はこの規程に基づき、確認検査業務に準じ公正かつ適確に実施するものとする。

(業務を行なう時間及び休日)

第 3 条 法適合調査業務を行う時間は、休日を除き午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、窓口業務は午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 8 月 13 日から 8 月 15 日までの日。ただし、その期間に第 1 号に規定する休日が含まれる場合は、8 月 12 日から 8 月 16 日までの間で、その休日を除く 3 日間とする
- (4) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (5) センターの設立を記念する日(7 月第 1 水曜日)

3 前 2 項の規定にかかわらず、緊急を要する場合、事前にセンターと依頼者との間において法適合調査業務を行うための日時の調整が図られている場合及び理事長が必要と認めた場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第 4 条 法適合調査業務の業務区域は神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

2 法適合調査業務の主たる事務所である本所の所在地は、静岡県静岡市駿河区南町 14 番 1 号とし、その業務区域は、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

3 中部事務所の所在地は、静岡県静岡市駿河区南町 14 番 1 号とし、その業務区域は、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

4 西部事務所の所在地は、静岡県浜松市中央区元城町 216 番地の 4 とし、その業務区域は、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

5 西部事務所袋井支所の所在地は、静岡県袋井市高尾町 5 番地 22 とし、その業務区域は、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

6 東部事務所の所在地は、静岡県沼津市岡一色 816 番地の 1 とし、その業務区域は、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

7 東部事務所富士支所の所在地は、静岡県富士市瓜島町 109 番地 3 とし、その業務区域は、神奈

川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

- 8 甲府事務所の所在地は、山梨県中巨摩郡昭和町清水新居 1349 番地 6 とし、その業務区域は、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

(法適合調査業務を行なう対象)

第 5 条 法適合調査の業務を行う対象は、次のとおりとする。

- (1) 法第 6 条第 1 項各号に該当しない建築物
- (2) 都市計画区域内における確認不要(10 m²未満の増改築、一定規模のリフォームや類似の用途間変更等)な建築行為を伴う建築物
- (3) 建築確認済証の交付を受けて用途変更を行った建築物
- (4) その他依頼者が希望し、センターと協議が整った場合の建築物等

- 2 センターの代表理事及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行なう建築物等に係る法適合調査業務は行なわないものとする。

(法適合調査の書類審査依頼)

第 6 条 法適合調査(書類審査)の依頼をしようとする者は、確認不要な建築物等の法適合調査の書類審査依頼書((法適調第 1-1 号様式)以下「書類審査依頼書」という。)正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ、次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築確認申請書(第一面を除く)
- (2) 法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築確認申請書に添付する図書(センターが添付不要と指定する図書を除く)
- (3) 特定行政庁が法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書に添える図書として規則で定める図書
- (4) その他センターが指定する図書等

(書類審査引き受け及び手数料の支払い)

第 7 条 センターは、法適合調査(書類審査)の依頼があったときは、次の各号について審査してこれを引き受けるものとする。

- (1) 依頼に係る建築物等が第 4 条及び第 5 条に定める法適合調査の業務を行なう範囲に該当するものであること
- (2) 書類審査依頼関係図書に不備がなく、かつ、記載事項に漏れがないこと
- (3) 依頼に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと

- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合には、その補正を求めるものとする。

- 3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行なわない場合、センターは引き受けできない理由を明らかにすると共に、依頼者に当該書類審査依頼関係図書を返却する。

- 4 センターは、第 1 項の依頼書を引き受けする際に、別に定める手数料を収納する。

- 5 センターは、法適合調査依頼書を引き受けしたときは、依頼者に対し確認不要な建築物等の法適合調査の書類審査依頼の請書(法適調第 2-1 号様式)を交付する。

この場合においては、依頼者等とセンターは別に定める確認不要な建築物等の法適合調査業務約款(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。

(書類審査と判定)

第8条 センターは、前条の依頼を引き受けたときは、速やかに提出された書類審査依頼関係図書に基づき、書類審査を第16条に規定する検査員に実施させる。判定に際しては、必要に応じ、依頼者等に補正及び説明を求めることができる。

2 書類審査

- (1) 建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査は、法の確認申請に準じて実施する。
- (2) 第5条第1号に該当する建築物は、法第6条第1項第四号に該当するものとみなし、建築基準法施行令(以下「令」という。)第10条の規定を適用する。
- (3) 検査員は、書類審査依頼関係図書の書類審査を行い、建築計画が建築基準法関係規定に適合していることを確認する。
- (4) 法適合調査に従事する職員のうち、検査員(建築基準適合判定資格者)以外の者は、検査員の指示に従い、検査員が行なう調査の補助的な業務を行なうことができる。
- (5) センターは書類審査の結果、法適合が確認されたときにあつては、確認不要な建築物等の法適合調査の書類審査合格証((法適調第4号様式)以下「書類審査合格証」という。)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときにあつては、確認不要な建築物等の法適合調査の判定ができない旨の通知書(法適調第7-1号様式)を交付する。ただし、前条第4項の手数料が未納の場合には、この限りではない。

(法適合調査の中間検査依頼)

第9条 法適合調査(中間検査)の依頼をしようとする者は、確認不要な建築物等の法適合調査の中間検査依頼書((法適調第1-2号様式)以下「中間検査依頼書」という。)正本1通に、次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査申請書(第一面を除く)
申請書中「確認済証」とあるのは、「確認済証又は法適合調査書類審査合格証」と、「中間検査合格証」とあるのは、「中間検査合格証又は法適合調査中間検査合格証」と読み替えるものとする。
- (2) 依頼に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証及び確認に要した図書の写し(直前の確認をセンター以外から受けた場合に限る)
- (3) 書類審査以降に変更を生じた場合は変更後の図書等
- (4) その他センターが指定する図書等

(中間検査引き受け及び手数料の支払い)

第10条 センターは、法適合調査(中間検査)の依頼があつたときは、次の各号について審査してこれを引き受けるものとする。

- (1) 依頼に係る建築物等が第4条及び第5条に定める法適合調査の業務を行なう範囲に該当するものであること
- (2) 中間検査依頼関係図書に不備がなく、かつ、記載事項に漏れがないこと
- (3) 依頼に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合には、その補正を求めるものとする。

3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行なわない場合、センターは引き受けできない理由を明らかにすると共に、依頼者に当該中間検査依頼関係図書を返却する。

- 4 センターは、第1項の依頼書を引き受けする際に、別に定める手数料を収納する。
- 5 センターは、法適合調査依頼書を引き受けしたときは、依頼者に対し確認不要な建築物等の法適合調査の中間検査依頼の請書(法適調第2-2号様式)を交付する。
この場合においては、依頼者等とセンターは業務約款に基づき契約を締結したものとする。

(中間検査と判定)

第11条 センターは、前条の依頼を引き受けたときは、速やかに提出された中間検査依頼書及び添付図書等に基づき、中間検査を第16条に規定する検査員に実施させる。判定に際しては、必要に応じ、依頼者等に説明を求めることができる。

2 中間検査

- (1) 建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、法の中間検査に準じて実施する。
- (2) 第5条第1号に該当する建築物は、法第6条第1項第四号に該当するものとみなし、令第10条の規定を適用する。
- (3) 第1項の中間検査の依頼を引き受けたときは、休日を除く依頼者の希望する日時に中間検査を行う。
- (4) 中間検査の結果、法適合が確認されたとき、確認不要な建築物等の法適合調査の中間検査合格証(法適調第5号様式(以下「法適合中間検査合格証」という。))を交付する。
- (5) 中間検査の結果、工事内容の不備が明らかとなったとき、是正のための一定の期間を与え、是正の完了を確認した上で法適合中間検査合格証を交付する。なお、一定期間内に是正が完了しないときは、確認不要な建築物等の法適合調査の判定ができない旨の通知書(様式法適調第7-2号)を交付する。ただし、前条第4項の手数料が未納の場合には、この限りではない。

(法適合調査の完了検査依頼)

第12条 法適合調査(完了検査)の依頼をしようとする者は、確認不要な建築物等の法適合調査の完了検査依頼書((法適調第1-3号様式)以下「完了検査依頼書」という。)正本1通に、次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 法第7条の規定に基づく完了検査申請書(第一面を除く)
申請書中「確認済証」とあるのは、「確認済証又は法適合調査書類審査合格証」と、「中間検査合格証」とあるのは、「中間検査合格証又は法適合調査中間検査合格証」と読み替えるものとする。
- (2) 依頼に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証及び確認に要した図書の写し
(直前の確認をセンター以外から受けた場合に限る)
- (3) 書類審査以降に変更を生じた場合は変更後の図書等
- (4) その他センターが指定する図書等

(完了検査引き受け及び手数料の支払い)

第13条 センターは、法適合調査(完了検査)の依頼があったときは、次の各号について審査してこれを引き受けるものとする。

- (1) 依頼に係る建築物等が第4条及び第5条に定める法適合調査の業務を行なう範囲に該当するものであること
- (2) 完了検査依頼関係図書に不備がなく、かつ、記載事項に漏れがないこと
- (3) 依頼に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと

- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合には、その補正を求めるものとする。
- 3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合、センターは引き受けできない理由を明らかにすると共に、依頼者に当該完了検査依頼関係図書を返却する。
- 4 センターは、第1項の依頼書を引き受けする際に、別に定める手数料を収納する。
- 5 センターは、法適合調査依頼書を引き受けしたときは、依頼者に対し確認不要な建築物等の法適合調査の完了検査依頼の請書(法適調第2-3号様式)を交付する。
この場合においては、依頼者等とセンターは業務約款に基づき契約を締結したものとする。

(完了検査と判定)

第14条 センターは、前条の依頼を引き受けたときは、速やかに提出された完了検査依頼関係図書等に基づき、完了検査を第16条に規定する検査員に実施させる。判定に際しては、必要に応じ、依頼者等に説明を求めることができる。

2 完了検査

- (1) 建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、法の完了検査に準じて実施する。
- (2) 第5条第1号に該当する建築物は、法第6条第1項第四号に該当するものとみなし、令第10条の規定を適用する。
- (3) 第1項の完了検査の依頼を引き受けたときは、休日を除く依頼者の希望する日時に完了検査を行う。
- (4) 完了検査の結果、法適合が確認されたとき、確認不要な建築物等の法適合調査の完了検査合格証(法適調第6号様式(以下「完了検査合格証」という。))を交付する。
- (5) 完了検査の結果、工事内容の不備が明らかとなったとき、是正のための一定の期間を与え、是正の完了を確認した上で完了検査合格証を交付する。なお、一定期間内に是正が完了しないときは、確認不要な建築物等の法適合調査の判定ができない旨の通知書(法適調第7-3号様式)を交付する。ただし、前条第4項の手数料が未納の場合には、この限りではない。

(取り下げ)

第15条 依頼者は、計画建築物等の法適合調査の書類審査合格証、法適合中間検査合格証及び完了検査合格証の交付前に法適合調査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した確認不要な建築物等の法適合調査依頼の取り下げ届(法適調第3号様式)をセンターに提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは、法適合調査を中止し、当該依頼書及び添付図書を依頼者に返却する。

(検査員)

第16条 法適合調査は、センターに所属する建築基準適合判定資格者が行なう。

(手数料の収納)

第17条 依頼者は、センターが別に定める確認不要な建築物等の法適合調査業務手数料規程に基づく手数料を現金で納入するものとする。ただし、センターが指定する方法により納付したことが確認できる場合においてはこの限りではない。

- 2 前項の納入方法が銀行振込の場合の振込手数料は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第 18 条 収納した手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により、業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(秘密保持義務)

第 19 条 センターの役員及び職員並びにこれらの職であった者は、業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(図書の保存)

第 20 条 法適合調査業務に係る記録は一定の期間保存することとする。ただし、原本以外の電子記録で容易に復元できる場合は、電子記録を 10 年間とする。

- (1) 台帳類は合格証等の交付の日から起算して 10 年間
- (2) 法適合調査依頼書(原本)は合格証等の交付の日から起算して 5 年間

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 02 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、令和 02 年 4 月 1 日以後に、新たに法適合調査の依頼のあった建築物等において適用するものとし、同日前に依頼のあった建築物等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年1月1日から施行する。